

あまやさい地産地消推進店登録について

1 目的

あまやさい（尼崎市内で生産された野菜）を使用した料理を提供または調理・加工品を販売する店舗を「あまやさい地産地消推進店」としてリストに登録し、公表することで消費者にあまやさいの取扱いのある店舗を周知するとともに、あまやさいの認知度の向上及び消費の拡大を図ることを目的とします。

2 登録対象

登録は特定の場所で営業をしている次のいずれかの店舗を対象とします。

- ①あまやさいを使用した料理を提供している店舗
- ②あまやさいを使用した調理・加工品を販売している店舗

3 登録要件

登録を希望する者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- ①本登録制度の主旨を理解し、あまやさいの認知度の向上と消費の拡大に努めること。
- ②あまやさいを使用した料理を提供または調理・加工品を販売（以下「あまやさいを使用した料理の提供等」という。）するにあたっては、消費者を広く対象とすること。
- ③登録する店舗において1種類以上のあまやさいを使用した料理の提供等を行うこと。
- ④市が実施する地産地消等に関連する事業への協力に努めること。
- ⑤食品衛生法及び食品表示法等その他関連法令等を遵守すること。
- ⑥尼崎市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと並びにこれらものと密接な関係がないこと。

4 登録の申請方法

（1）申請書類の作成・用意

- ①と②の書類を作成・用意してください。

- ①必要事項を記入したあまやさい地産地消推進店登録申請書
- ②PR用の写真 3枚以上

※①店舗の外観、②店舗の内観、③あまやさいを使用した料理または調理・加工品についてそれぞれ1枚以上用意してください。

※写真はあまやさいを使用した料理もしくは調理・加工品または店舗をPRするために市ホームページまたは広報物等に掲載する場合があります。

※人物が写っている場合は、顔にぼかし・モザイク処理を行うか、必ず本人から同意を得てください。

（2）申請書類の提出

- ①または②の方法で4（1）において作成・用意した申請書・写真を提出してください。

- ①E-mailで提出

次のE-mailアドレスに申請書・写真のデータを送付してください。

E-mail アドレス：ama-nosei@city.amagasaki.hyogo.jp

※データ容量は8MB以下を目安としてください。データ容量が大きい場合は複数のメールに分けて送付してください。

- ②窓口で提出

次の窓口に申請書・写真の印刷物を持参してください。

窓口：尼崎市役所 中館 5階 農政課

※月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※写真については別途、E-mailで提出をお願いする場合があります。

（3）受付期間

随時受付

5 登録

提出された申請書・写真を確認し、不備がなければ次のとおり登録を行います。

（1）登録の内容

店舗名、住所、連絡先、店舗の情報が掲載されているウェブサイトのURLを本市ホームページ上で公表する「あまやさい地産地消推進店リスト」に登録します。

（2）登録の期間

登録期間は無期限とし、あまやさい地産地消推進店登録抹消申請書の提出または登録の取り消しの要件に該当しない限り、登録を継続します。

（3）登録内容の変更

登録内容を変更する場合には、「あまやさい地産地消推進店変更申請書」を提出してください。

（4）登録の抹消

登録の抹消を行う場合には「あまやさい地産地消推進店登録抹消申請書」を提出してください。

（5）登録の取り消し

次のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことがあります。

- ①各種申請書の記載内容に虚偽がある場合
- ②3に示す登録要件を満たしていないことが明らかになった場合
- ③各種申請書にある連絡先に連絡が取れない場合
- ④その他登録することが不相当と認める事実がある場合

6 市によるあまやさい地産地消推進店の支援

あまやさい地産地消推進店については次のとおり店舗について広報等を行います。

- ①市ホームページ、SNS（インスタグラム）、市報（発行部数：約24万部/月）、その他発行物等による情報発信
- ②市が実施するイベント（尼崎市農業祭等）等における情報発信
- ③あまやさいPRグッズの貸与

7 その他

- ①3に示す登録要件を満たしているかどうかを確認するため、電話での聞き取りまたは店舗の確認を行う場合があります。
- ②「あまやさいを買い求める場所の一覧表」を本市ホームページ上で公表しています。